

令和2年度 事業計画書

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

I 公益事業

1 相模原市薬剤師会事業

(1) 広報及び災害時対策に関する事業

- ① 広報事業：広報委員会を設置し、他団体の広報誌に寄稿及びホームページを通じて、医薬品等に関わる情報の提供を行う。
- ② 災害時対策事業：災害時対策委員会を設置し、災害時マニュアルの策定及び改訂並びに市内救護所担当薬剤師の選定及び訓練を行う。
- ③ その他この事業に必要な諸会議及び業務。

(2) 薬学生の育成に関する事業

- ① 薬学生受入対策事業：実務実習研修委員会を設置し、薬学生の11週間にわたる薬局実習を当会の社員が所属する薬局と連携を取りながら、体験実習を支援する。
また、薬局で賄いきれない実習については、当会が集合研修等を行い、実習が円滑に行われるよう補佐する。
- ② その他この事業に必要な諸会議及び業務。

2 学校薬剤師部会事業

(1) 学校環境衛生の整備に関する事業

- ① 学校保健安全法に基づき、県・市町村教育委員会より委嘱された学校薬剤師と連携をとり、相模原市内の児童・生徒及び教職員等の安全な生活環境の整備を行うものである。
具体的には、給食、空気、照度、騒音、飲料水・プール水等学校環境衛生検査を行い、検査結果等の集計及び指導、助言を行う。
- ② PTA、教師、児童生徒及び一般市民を対象とした薬物乱用防止啓発教室に講師を派遣する。
- ③ 児童生徒を対象としたくすりの適正使用教育に講師を派遣する。
- ④ 相模原市学校保健会等の行政設置機関に委員を派遣する。
- ⑤ 学校保健委員会を設置し、事業を円滑に行うために必要な研修、情報の伝達を行う。
- ⑥ その他この事業に必要な諸会議及び業務。

3 休日夜間急患調剤薬局事業

(1) 地域社会の休日夜間救急医療体制の確保に関する事業

- ① 夜間及び休日の救急医療事業の実施に伴い、相模原市及び近隣住民を対象として、相模原中央メディカルセンター、相模原南メディカルセンター及び相模原北メディカルセンターの患者等に対し円滑に薬剤が提供できる体制を整えるため、薬剤師等を確保し、薬剤を提供する事業。
- ② その他この事業に必要な諸会議及び業務。

4 小児急患調剤薬局事業

(1) 地域社会の小児救急医療体制の確保に関する事業

- ① 深夜及び土曜日の一部時間帯の小児救急医療事業の実施に伴い、相模原市及び近隣住民を対象として、相模原中央メディカルセンターの患者等に対し円滑に薬剤が提供できる体制を整えるため、薬剤師等を確保し、薬剤を提供する事業。
- ② その他この事業に必要な諸会議及び業務。

5 啓発・相談事業

(1) 地域住民等に対する啓発・相談事業

- ① 相談事業：市民を対象に月1回及び薬と健康の週間に合わせ1回、薬の相談事業を行う。
- ② 薬物乱用防止啓発活動事業：
 - (1) 市内において年2回保健所及び神奈川県薬物乱用防止指導員協議会と共同で市内駅前等にて啓発活動を行う。また、市内のお祭りなどにおいて市民向けに啓発活動を行う。
 - (2) 学校薬剤師が市内中学校においてくすりの適正使用教育を適切に行うことができるよう、教育資料作成及び研修等を行う。
 - (3) スポーツファーマシストを育成し、競技者を含めたスポーツ愛好家などに対し、薬の正しい使い方の指導、薬に関する健康教育などの普及・啓発を行う。
 - (4) 相模原・町田大学地域コンソーシアムの活動に参画し、相模原市内で上記事業に関する公開講座を行い、一般市民に適切な薬物療法等が図られるよう啓発を行う。
- ③ その他この事業に必要な諸会議及び業務。

II その他の収益事業等

1 備蓄薬センター事業

- ① 希用処方箋用医薬品を備蓄し、院外処方せんを応需した会員が所属する薬局で医薬品の不足が生じた場合、当該薬局へ医薬品の販売を行う事業。
- ② その他この事業に必要な諸会議及び業務。

2 共益事業

(1) 薬剤師の職能及び資質向上に関する事業

- ① 研修事業：薬剤師を対象に、医薬品の適正使用や専門知識などを習得するために、研修会を行う。
- ② 保険調剤適正化事業：医療保険委員会を設置し、関連法規の改正時における伝達講習や保険調剤を適正に行うための注意喚起を行う。
- ③ 調剤事故防止対策事業：リスクマネジメント委員会を設置し、ヒヤリハット事例・インシデント事例を把握する事で調剤事故防止につなげるよう研修を行う。
- ④ 広報事業：広報委員会を設置し、広報誌の発行及びホームページを通じ、情報提供を行う。
- ⑤ その他これら事業に必要な諸会議及び業務。